

事務連絡  
令和7年7月17日

(一社) 島根労働基準協会長 殿

島根労働局労働基準部健康安全課長

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の  
強化について（要請）

平素より、建設現場における建設業従事者及び警備員による熱中症をはじめとする労働災害等の防止に当たっては、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上の死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となるなど、その対策が喫緊の課題となっています。

こうした中、厚生労働省において、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下、「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」（以下、「改正安衛則に基づく措置」という。）を新たに義務付け、令和7年6月1日から施行しています（参考1）。

特に、建設現場において交通誘導等の警備業務（以下、「警備業務」という。）に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあることなどを背景として、熱中症による死亡災害が毎年発生するなど深刻な状況となっており、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

また、建設業従事者についても、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、熱中症による死亡災害が毎年発生しており、警備業務に従事する警備員同様、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

つきましては、今回、事業者に対し新たに義務付けられた改正安衛則に基づく措置も含め、建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の実施に当たって、建設工事に関する各主体において取り組むことが望ましい事項について、下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれでは、建設業と警備業が一体となって行う取組にご協力いただき、建設現場で作業に従事する全ての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性ある対策の推進をお願いします。

記

- 1 改正安衛則に基づく措置の確実な履行確保に当たっての建設工事の元方事業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）上の元請負人など。以下同じ。）及び関係請

負人（建設業法上の下請負人など。以下同じ。）と警備業務を請け負った警備会社との連携について

- (1) 改正安衛則に基づく措置は、個々の事業者が講ずべきものであり、建設現場において警備業務を行う場合には、警備会社が講ずべきものであるが、建設現場において警備業務に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあるほか、工事の規模によっては、自宅と現場との直行又は直帰の場合や単独での警備業務の場合も少なくないことから、警備会社のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- (2) また、建設業従事者についても、同様に改正安衛則に基づく措置は、元方事業者、関係請負人それぞれが講ずべきものであるが、建設工事は一般に所属の異なる者が混在して、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、警備業務に従事する警備員同様、関係請負人のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- (3) このため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下、「安衛法」という。）第30条第1項に基づく協議組織等において元方事業者と関係請負人が協議の上、建設現場を統括管理する元方事業者が現場全体を対象とし、改正安衛則に基づく措置を実施するよう、関係請負人と調整を図るとともに、警備業務を請け負わせる警備会社とも調整の上、当該現場において警備業務に従事する警備員を、これらの改正安衛則に基づく措置の対象に含めることが望ましい。
- (4) 熱中症の症状が認められ、医療機関を受診した際、医師から基礎疾患や健康診断の結果等、被災者に係る情報の確認を求められる場合もあることから、元方事業者が関係請負人や警備会社と調整する際には、予め医療機関からの問い合わせ先を定めておく、又は建設業従事者や警備員に所属事業場の問い合わせ先を記した物を携帯させておくなど、医療機関における応急措置が円滑に行われるような工夫を行うことが望ましい。
- (5) なお、改正安衛則に基づく措置は、安衛法第22条に基づくものであり、元方事業者、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社のそれぞれが個々の事業者として義務を追うものであるため、上記（3）に基づき、元方事業者が建設現場全体を対象とした改正安衛則に基づく措置を代表して講ずることとする場合についても、関係請負人や警備業務を請け負った警備会社が負うべき義務までをも元方事業者が負う趣旨ではない。
- このため、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社は、元方事業者との調整において、元方事業者が改正安衛則に基づく措置を講ずる予定であること、又は、元方事業者により当該措置が実施されていることを確認する必要があること。また、元方事業者が代表して講ずることとした改正安衛則に基づく措置が未実施の場合には、元方事業者に対してその実施を求める又は自らが当該措置を講ずる必要があること。

## 2 熱中症予防に当たって各主体において取り組むことが望ましい事項について

- (1) 発注者の取組事項
- ・ 発注者は、建設業従事者や警備員による熱中症予防も含め、施工時の安全衛生を確保するために適切な熱中症対策等の施設対応や水分・塩分補給・身体を冷却するための衣服などの備品等対応に必要な経費を計上する等の配慮を行うこと。
  - ・ 受注者より、熱中症対策の強化の観点から、酷暑時の作業時間の短縮やこれに伴う工事内容や工期等の変更について申し出があった場合は、誠実に協議に応じ、発注者のルールに従って適切に対応すること（参考2）。

## (2) 建設工事の元方事業者の取組事項

- ・ 元方事業者として関係請負人に対して仕事を注文する場合は、令和5年8月9日付け国不専建第24号「安全衛生対策項目の確認表の作成について」(参考3) 及び令和6年3月29日付け国不専建第63号「安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について」(参考4) を踏まえて作成した標準見積書において、熱中症対策に必要な経費を明確化するよう努めるとともに、警備業務を注文する場合においても、これに準じた経費の明確化を図ることが望ましい。
- ・ 警備会社から、熱中症対策の強化の観点から必要な資機材の確保や交代要員も含めた人員の確保に必要な経費について申し出があった場合は、誠実に協議するとともに、必要に応じ、発注者と協議の上、必要な経費の確保に努めることが望ましい。
- ・ 現場全体の熱中症対策に関する計画を策定する場合は、警備会社との事前協議により、警備員の休憩時間の確保など、警備業務に従事する警備員を考慮した内容とすることが望ましい。
- ・ 建設現場において、関係請負人の労働者等が使用可能な休憩施設や水分・塩分補給のための設備等を設けた場合には、警備業務に従事する警備員にもこれらを利用できるようにすることが望ましい。

## (3) 建設工事の関係請負人の取組事項

- ・ 関係請負人は、元方事業者から提示された労働災害防止対策の実施者及び対策に要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積もり、元方事業者に交付する見積書に明示することが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用に努めること。
- ・ 熱を吸収し、又は保熱しにくい服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。
- ・ 熱中症を予防するために、建設業従事者に、日常の健康管理を意識させ、暑熱順化を行ってから作業を行わせることが望ましい。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取させるほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出されること。

## (4) 警備会社の取組事項

- ・ 警備業務に従事する警備員の熱中症を予防するために必要な資機材の確保や体調不良者が生じた場合に備えた代替要員の確保に係る経費が必要な場合は、内容を明確にした上で、元方事業者と協議の上、その確保に努めることが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力するとともに、当該内容を警備業務に従事する警備員に対して周知すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用がなされるよう、警備員に対して必要な周知・指導に努めること。
- ・ 警備業務に従事する警備員の負担軽減に資するような作業方法（座哨警備等）や服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。

## (5) 行政機関、関係団体の取組事項

- ・ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署において、国土交通省、警察庁等の関係行政機関や関係団体の協力を得ながら、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を活用し、改正安衛則も含め、夏季における熱中症予防対策の徹底を図ること。
- ・ 都道府県労働局等は、発注機関連絡会議等の場を活用し、地方公共団体や都道府県単位の団体においても上記取組の促進が図られるよう、必要な働きかけを行うこと。
- ・ 厚生労働省は、高年齢労働者が多く就業する建設業及び警備業における熱中症予防対策の充実・強化を図るため、「エイジフレンドリー補助金」（参考5）などを活用した取組の推進を図る。
- ・ 厚生労働省は、関係行政機関や関係団体と連携の上、「スポットクーラーと簡易テントの組合せ」等警備業における単独での警備業務などにも対応可能な簡便な熱中症予防策について、民間企業における先進的な取組を収集し、水平展開を図る。

(参考資料)

参考1 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>)



参考2 令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定  
([https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_001180.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001180.html))



参考3 安全衛生対策項目の確認表の作成について（令和5年8月9日付け国不專建第24号）  
([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001890083.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890083.pdf))



参考4 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について（令和6年3月29日付け国不專建第63号）  
([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001890091.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890091.pdf))



参考5 エイジフレンドリー補助金  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html))



（参考情報） 国土交通省 HP：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて  
([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html))

